

鳥羽市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の小規模事業者等（以下「事業者」という。）の資金調達の円滑化及び経営基盤の安定化を促進し、事業者の育成及び商工業の振興を図ることを目的として、事業者が融資を受けた場合において、その融資に係る利子の一部を予算の範囲内において補助金を交付することに関し、鳥羽市補助金等交付規則（昭和49年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象資金)

第2条 補助金の交付の対象となる資金（以下「補助対象資金」という。）は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）により融資される資金のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 小規模事業者経営改善資金貸付
- (2) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者であって、前条に規定する資金に係る融資実行日が令和2年4月1日以降のものとする。

- (1) 市内に主たる事業所を有すること。
- (2) 個人にあっては住所を有する市区町村の税に、法人にあっては本市の市税に滞納がないこと。
- (3) 商工会議所又は生活衛生同業組合の経営指導を受けていること。

(補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象資金に係る利子の初回返済日の属する月から12か月とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の額は、補助金の交付申請日の属する年の前年1月1日から12月31日までの期間において返済を行った利子合計額で、融資利率が年

0.5 パーセントを超える場合にあっては年 0.5 パーセントとして計算した額とし、年 0.5 パーセント以下の場合にあってはその全額とする。ただし、当該融資の元本の返済が遅延したことに伴って生じた利子の増額分は、対象としない。

2 前項の規定により算出した金額に 100 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3 同一の補助対象融資資金における補助金の額の上限は 20 万円とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鳥羽市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 公庫が発行した支払額明細書の写し

(2) 公庫が発行した利息支払証明書

(3) 市税完納証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、鳥羽市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、規則第 10 条の規定にかかわらず、同条の規定による実績報告を省略することができる。

(補助金額の確定)

第 9 条 市長は、規則第 12 条の規定にかかわらず、第 8 条の規定による通知をもって、規則第 12 条の規定による通知をしたものとみなすことができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第 10 条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されている場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) その他市長が不相当と認めたとき

(補足)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。